



令和4年9月5日
十日町市建設課

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金における試行的取組みについて

令和3年12月、国では豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、民地の除排雪作業時等の死傷事故を防止するために「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」を創設しました。これを受け、十日町市では「十日町市雪おろし安全対策事業補助金交付要綱」を制定し、「雪おろし墜落防止器具購入費」及び「雪おろし作業費」を補助する事業を試行的に開始します。

1 事業内容

	① 雪おろし墜落防止器具購入費補助	② 雪おろし作業費補助
対象者	命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）が設置されている住宅又はこれから設置する住宅の所有者又は居住者	
対象経費	【対象器具】 (ア) 墜落防止器具 ハーネス型、胴ベルト型墜落制止用器具等 (イ) 墜落防止付属器具 固定フック、命綱、カラビナ、ヘルメット、かんじき等 ※(イ)は(ア)と同時購入に限る	【対象作業費】 業者等に依頼して墜落防止器具を使用した雪おろし作業費
補助率	50%（要援護世帯は75%）	
補助上限額	1人分2万円 ※要援護世帯は3万円 ※1住宅あたり3人分まで	1シーズン5万円 ※要援護世帯は7万5千円

2 申請期間

令和4年9月12日(月)から令和5年2月10日(金)まで

3 申請先

建設課克雪利水係

(次のページあり)

4 その他

都市計画課で実施している、「十日町市すまい雪おろし安全対策支援事業」(命綱固定アンカー等設置工事費補助)の申請期間を10月31日(月)から11月30日(水)まで延長します。

5 添付資料

雪おろし作業で事故を防ぐ!! (チラシ)

■お問合せ先

十日町市建設課 克雪利水係

担当：小川・水落

☎025-761-7412 (内線338・339)